

健全化法と将来負担額について



平成20年6月30日

総務省自治財政局公営企業課

地方財政健全化法の経緯

地方分権21世紀ビジョン懇談会報告書(平成18年7月5日大田弘子座長)

2. 各論(3)いわゆる“再生型破綻法制”の整備背景・目的

この観点から、いわゆる“再生型破綻法制”の検討に早期に着手し、3年以内に整備すべきである。その際、透明なルールに基づく早期是正措置を講じ、それでもうまくいかなかった場合に再生手続きに入るという2段階の手続きとすべきである。これらの点を踏まえた、いわゆる“再生型破綻法制”の制度の概要を今秋までに作成・公表すべきである。

「基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)

再建法制等も適切に見直すとともに、情報開示の徹底、市場化テストの促進等について地方行革の新しい指針を策定する。

新しい地方財政再生制度研究会報告書(平成18年12月8日宮脇淳座長)

このため、新しい地方財政再生制度においては、財政情報の開示を徹底し、透明なルールのもとに早期是正措置を導入することにより、住民のチェック機能を働かせ、財政再建を促していくことを柱とする早期是正・再生スキームを構築すべきであり、以下のとおり具体的な提言を行うものである。

地方財政健全化法の経緯<2>

新しい地方財政再生制度研究会報告書(平成18年12月8日宮脇淳座長)

- この半世紀あまりで、地方公共団体の行政活動は著しく多様化してきており、地方公共団体の活動を全体として捉え、その財政状況を住民が分かりやすく把握できるよう、必要なものの追加も含め財政指標の充実が必要である。
- 新しい地方財政再生制度においては、・・・特に、
 - ① 当該団体全体の財政運営上の問題を把握しその責任を明確化するという観点、
 - ② 地方公社や第三セクターの状況も含め、当該団体の潜在的なリスクも含めた中長期的な財政運営の健全化を図るという観点から、フロー・ストックの両面において必要な指標を用いるべき
- 今回の新しい再生制度においては、新たなフロー指標を設け、公営企業会計も連結して把握することにより、公営企業会計が悪化した結果、当該地方公共団体全体の新たなフロー指標が早期是正又は再生段階に至った場合には、当該公営企業会計を中心に早期是正又は再生スキームが適用されるものである。
- しかし、公営企業が供給する住民サービスは、上・下水道、病院など住民の日常生活に欠くことのできないものが多いことから、その経営の悪化が住民生活に多大な影響を与えることのないよう、個々の公営企業会計においても、経営悪化の初期の段階から経営健全化計画の策定を義務づけ、自律的な経営改善を促すこととすべきである。また、このことにより、公営企業会計の経営が悪化した場合に普通会計に与える影響も未然に防止することが可能となる。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律骨子

I 健全化判断比率の公表等

- ①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率

II 財政の早期健全化

- 1 財政健全化計画
- 2 財政健全化計画の策定手続等
- 3 国等の勧告等

III 財政の再生

- 1 財政再生計画
- 2 財政再生計画の策定手続、国の同意、実施状況等
- 3 地方債の起債の制限
- 4 国の調査、勧告等
- 5 地方財政法第5条(地方債の制限)の特例

IV 公営企業の経営の健全化

V その他

- 1 外部監査
- 2 施行期日等

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)

新しい法制

健全段階

○指標の整備と情報開示の徹底

- ・フロー指標: 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
 - ・ストック指標: 将来負担比率＝公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
- 監査委員の審査に付し議会に報告し公表

財政の早期健全化

○自主的な改善努力による財政健全化

- ・財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生

○国等の関与による確実な再生

- ・財政再生計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
 - ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- 【同意無】
- ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
- 【同意有】
- ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債(再生振替特例債)の起債可
 - ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化

<これまでの制度の課題>

- ・分かりやすい財政情報の開示等が不十分
- ・再建団体の基準がなく、早期是正機能がない
- ・普通会計を中心にした収支の指標のみで、ストック(負債等)の財政状況に課題があっても対象とならない
- ・公営企業にも早期是正機能がない等の課題

地方財政再建促進特別措置法

○赤字団体が申出により、財政再建計画を策定(総務大臣の同意が必要)

※赤字比率が5%以上の都道府県、20%以上の市町村は、法に基づく財政再建を行わなければ建設地方債を発行できない

○公営企業もこれに準じた再建制度(地方公営企業法)

(健全財政)

これまでの制度

(財政悪化)

地方公共団体の会計

今までの指標の対象範囲

指標の対象範囲(イメージ)

実質赤字比率

対象外会計

(会計別) 不良債務

実質赤字比率

連結実質赤字比率

実質公債費比率

将来負担比率

資金不足比率(会計別)

普通会計

一般会計

特別会計(公営事業会計を除く)

・公債管理特別会計・母子寡婦福祉特別会計 等

公営事業会計

○収益事業 ○その他(公立大学附属病院事業・地財法上の公営企業以外の事業かつ地公企法の非適用事業)

○国民健康保険事業、介護保険事業 等

公営企業会計

○地財法上の公営企業(§6)かつ地公企法の非適用事業
 ・地公企法非適用の下水道事業、観光施設事業、港湾整備事業、宅地造成事業 等
 ○地公企法の任意適用事業(§2③)・地公企法適用の下水道事業等

地方公営企業法

○地公企法の一部適用事業(§2②)・病院事業
 ○地公企法の当然適用事業(§2①)・水道事業、交通事業など7事業

一部事務組合等

○一部事務組合・広域連合

○地方独立行政法人 ○地方三公社 ○第三セクター

健全化判断比率等の概要

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

(3か年平均)

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額：資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額
 資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額
 - ※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
 - ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- ・ 事業の規模：事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額
 事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額
 - ※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
 - ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

地方公共団体の財政の健全化の推進

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を平成19年6月に制定。
- 財政指標の公表は平成19年度決算から、計画策定の義務付けは平成20年度決算から適用。

財政の早期健全化

財政健全化計画の策定、
外部監査の要求 等

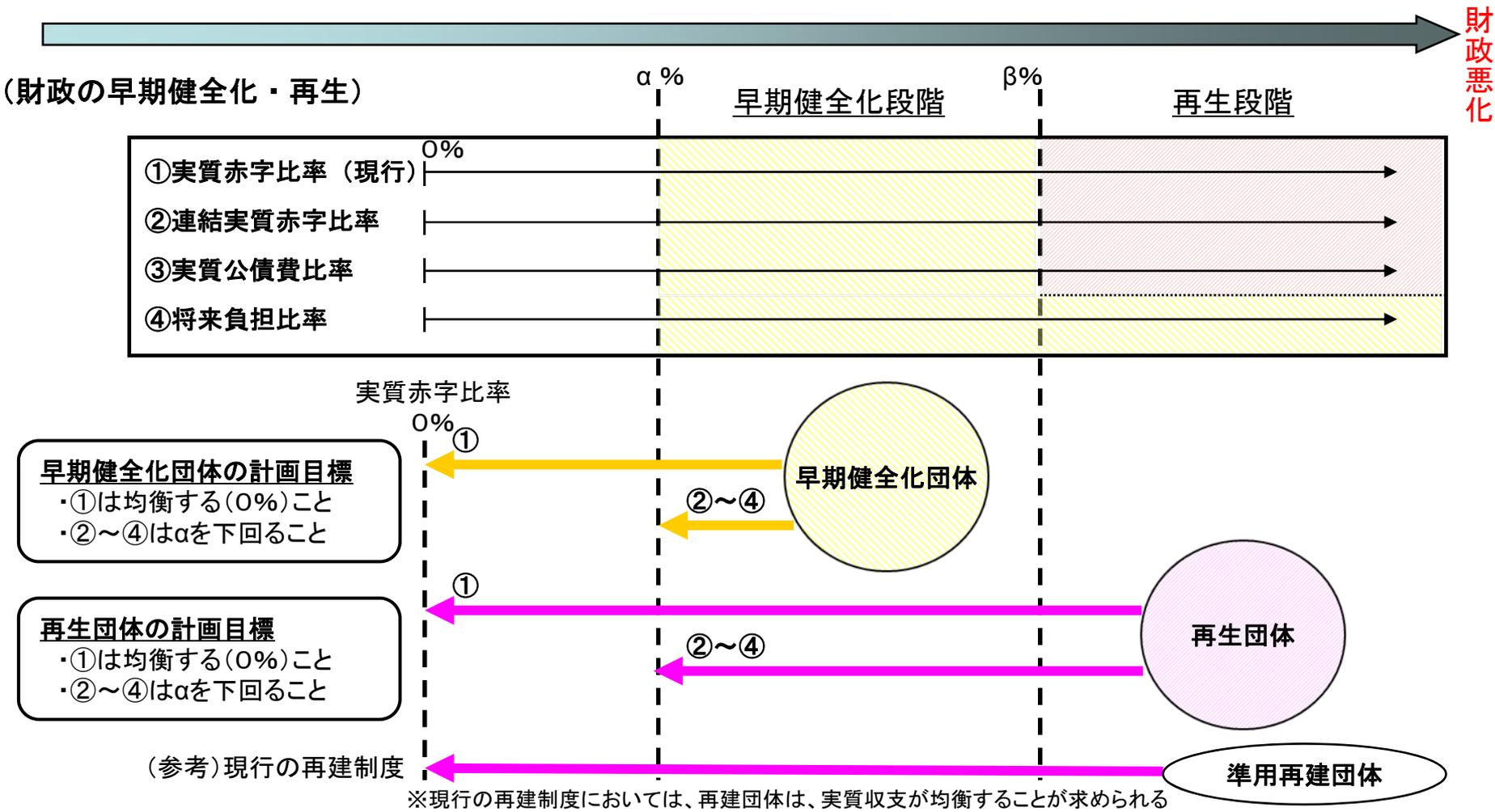
財政の再生

財政再生計画の策定、計画について
国の同意手続、地方債の制限、再生
振替特例債 等

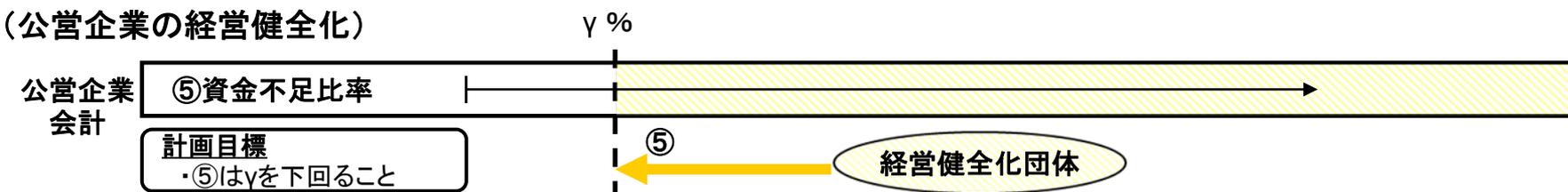
	早期健全化基準	財政再生基準
○実質赤字比率 ・一般会計等の実質赤字の比率	都道府県:3.75% 市町村:財政規模に応じ11.25~15%	都道府県:5% 市町村:20%
○連結実質赤字比率 ・全ての会計の実質赤字の比率	都道府県:8.75% 市町村:財政規模に応じ16.25~20%	都道府県:15%(※) 市町村:30%(※)
○実質公債費比率 ・公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率	都道府県・市町村:25%	都道府県・市町村:35%
○将来負担比率 ・地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率	都道府県・政令市:400% 市町村:350%	—
○公営企業における資金不足比率 ・公営企業ごとの資金不足の比率	20%	—

(※) 連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過的な基準(10~5%引上げ)を設ける予定。

財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ

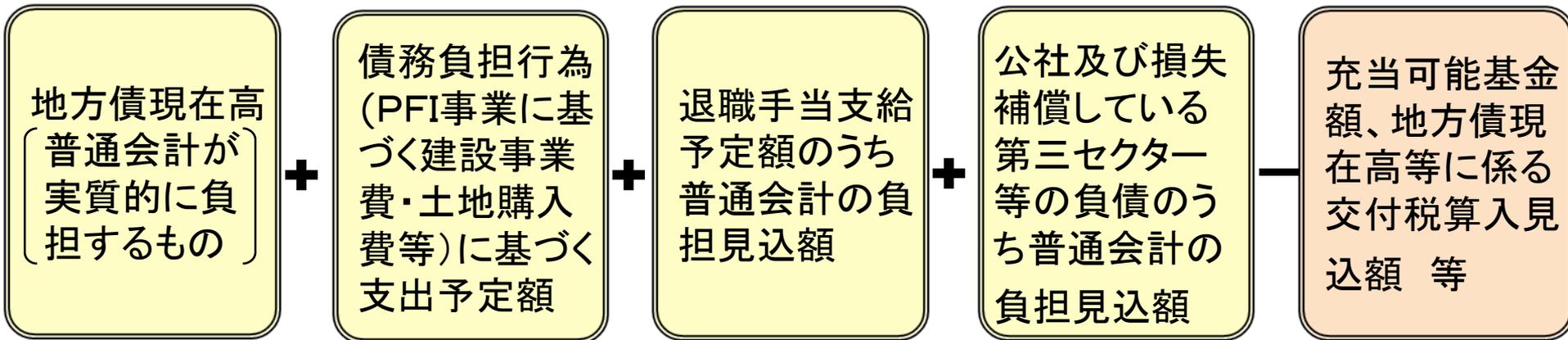


(公営企業の経営健全化)



財政悪化

将来負担比率の概要



標準財政規模 — 元利償還金等に係る
交付税算入額

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（抜粋）

＜平成19年6月22日公布＞

第2条第4号へ

第2条

四 将来負担比率 地方公共団体のイからチまでに掲げる額の合算額がリからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を当該年度の前年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値

へ 当該年度の前年度末における当該地方公共団体が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した法人で政令で定めるもの（以下この号において「設立法人」という。）の負債の額及び当該地方公共団体が設立法人以外の者のために債務を負担している場合における当該債務額のうち、これらの者の財務内容その他の経営の状況を勘案して当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるものとして総務省令で定めるところにより算定した額

損失補償債務に係る一般会計負担見込額の算定基準

地方公共団体からの財政援助を受ける出資法人等の債務に対する損失補償

標準評価方式

- ①～③により地方公共団体が損失補償を付した法人に対する金融機関等からの融資を、以下の債務区分に分類。
A) 正常償還見込債務(10%以上)、 B) 地方団体要関与債務(30%以上)、 C) 地方団体要支援債務(50%以上)、
D) 地方団体実質管理債務(70%以上)、 E) 地方団体実質負担債務(90%以上)

① 財務諸表評価方式（公表された財務諸表等から債務区分等を判定する方法）

- I 一般法人型
- II インフラ法人型
- III 不動産取引型

② 外形事象評価方式（経済的取引や出資地方公共団体の支援等の事象から判定する方法）

③ 格付機関の格付け等の専門の第三者の評価から判定する方法

個別評価方式

① 資産債務個別評価方式

② 個別経営計画評価方式

③ 損失補償付債務償還費補助評価方法

公的信用保証、制度融資等に係る損失補償

$$\text{損失補償見込額} = \text{損失補償残高} \times \text{平均残存年数} \times \text{損失補償実行率}$$

その他の形態の損失補償、債務保証

健全化法における販売用土地等の評価方法

1. 販売用土地等の時価評価が必要な主なケース

- ① 宅地造成事業(公営企業)における土地の売却による収入の見込額の算定(連結実質赤字比率、将来負担比率)
- ② 土地開発公社が保有する自主事業用地の時価の算定(将来負担比率)
- ③ 3セクの保有する土地の時価の算定(将来負担比率)

→ 土地の価額は、販売用土地の帳簿価額(取得価額)と、時価評価による価額から販売経費を除いた価額とを比較し、いずれか少ない額とする。(低価法の適用)

2. 時価評価の方法

次のいずれかの方法により評価

- (1) 販売見込額(販売公表価格)を時価とする方法 (ただし、売出開始から1年以上経過した後は、近傍類似の土地の価格の変動を勘案し、各年1割以上の割落としを行う。)
- (2) 不動産鑑定評価を用いる方法 (当該年度前3年度内の不動産鑑定評価を用いる場合は、公示地価等の変動を勘案して時点修正を行う。)
- (3) 販売用土地の近隣の公示地価又は近隣の基準地価格を調整する方法
- (4) 固定資産税評価額を調整する方法
- (5) 相続税評価額を調整する方法